

開拓使

乙未年八月

庚午丸破船ノ義席届

當使附屬汽船庚午丸本月八日呂海  
 解纜陸前國石濱ノ入港ノ上函館ノ航  
 海ノ慶船名手縣下尻矢崎近海暴風怒  
 涛雲雨晦暝ノ為針路ヲ失シ十六日午前  
 三時四十分同縣下蛇浦村ノ内折戸濱ニ於  
 テ暗礁ニ衝突船底破裂遂ニ沈没致シ  
 乗組人負ノ怪我等ハ無之尤ニ函館  
 碇泊ノ汽船呼取一應引揚ノ手配可

九月十二日  
 九月十三日  
 九月十四日  
 九月十五日

⑨  
 九十八号

開拓使

及候得共激浪ノ為船身破損到底廢  
物ニ可有之旨申越候條以段御届申  
上候也

明治七年九月廿九日 出板長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

川口

唐多丸船昭勝巡上高島田島系高他士官ノ者  
昨古六日午末二時頃着島系船仕敷ノ人ノ所ニ少放  
詰履上ノ高島田島系船仕敷ノ人ノ所ニ少放  
至之者ノ作候ノ所ノ者ニ事ニ事

一 由日中島ノ系末十時餘ノ時也航知度ノ進而  
多進候件ノ如日ノ系後四時以ノ所迄知ノ事  
以事ノ路由日中時以ノ進ノ列ノ事ニ事

四代より方国より目録に見候中暗森は下  
と押至地浦村の字折る今浦暗森は手搦り  
一口を交枝種より所し古御宿候より所は  
中ニルアクトルオ船屋下底は舟並に進  
古國の中スルツフハツテイヲホる船客若  
警合風より所今一生無合人候に  
古浦に舟より所江は形由り古渡り  
下子裁り村島内は

下子裁り村島内は  
中島市  
一ノ裁仕  
口折  
古浦  
古御宿  
古渡り  
下子裁り

下子裁り村島内は  
中島市  
一ノ裁仕  
口折  
古浦  
古御宿  
古渡り  
下子裁り  
下子裁り村島内は  
中島市  
一ノ裁仕  
口折  
古浦  
古御宿  
古渡り  
下子裁り  
下子裁り村島内は  
中島市  
一ノ裁仕  
口折  
古浦  
古御宿  
古渡り  
下子裁り  
下子裁り村島内は  
中島市  
一ノ裁仕  
口折  
古浦  
古御宿  
古渡り  
下子裁り  
下子裁り村島内は  
中島市  
一ノ裁仕  
口折  
古浦  
古御宿  
古渡り  
下子裁り



石川孫郎一守の五服書一守

昭和七年五月廿七

木村万平



上

木村万平

庚午九月船書本林縣千六百六區四小區船浦村之内

宇折戸之浦暗熟日業揚以有業紐石川孫純至着業

知仕登入忌懼仕以石場所、後、新海、年、夜、後、湯

櫓ス口之テンホ前歌、後、有、之、之、船、夜、夜、所、

將、婦、之、依、何、松、之、工、同、上、浮、船、之、成、以、知、仕、存、依、

名、代、之、者、不、立、放、出、之、申、身、差、遣、之、是、力、當、仕、可、申、以、且

各、存、業、紐、之、並、各、代、根、岸、業、之、印、号、逐、解、出、張、各

代、浮、邊、知、七、外、是、人、方、以、業、紐、士、官、是、人、出、之、出、發、右、兩

人之者... 力... 配... 孫...

明治七年  
 九月廿七日

木村万平



記

柳田友清殿  
 葛西儀善殿  
 善松公治殿  
 惣日照殿  
 今手羊沙殿

主人 出館方

山田六市殿

主人 酒田方

右... 房... 九... 多... 中... 取... 生... 丁... 飯  
... 以上

... 以上

... 以上

... 以上



記

荷物之合也拾壹

... 以上

精帶之圓八拾壹

... 以上

... 以上

... 以上

... 以上

... 以上

... 以上

... 以上

荷物之合八拾

... 以上



一日凡拾三卷

石浜宿函錄カニ分  
信送物未ヨクモ若會カニカニ鑑カニカニ教録カニカニ

一日凡少於卷

秋ノ時移カ日カ

一 船客凡未人

希口カ

石浜宿ノ船客凡未人ノ荷物ニテモ此カニテモ此カニテモ

石浜宿ノ船客凡未人ノ荷物ニテモ此カニテモ此カニテモ

少於凡ノ船客凡未人ノ荷物ニテモ此カニテモ此カニテモ

少於凡ノ船客凡未人ノ荷物ニテモ此カニテモ此カニテモ

本村ノ本村

三ノ橋 在久造

信送物未ヨクモ若會カニカニ鑑カニカニ教録カニカニ





乙亥五十九号

破船并溺死一人 系此船

本年八月十日十一日暴風雨ノ為ニ使  
船下濱島後志ニ國濱海ニ於テ破船  
溺死等ノ記ニ遺リタル者ニ返シテ  
了中越候條此段ニ在申上候也

明治七年 九月二日

岡部 吾 田 清 隆

太政大臣三條實美殿